

第三十三号議案

江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十六号）の一部を次のように改正する。
第十条第三項第四号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（説明）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が、新たな学校の種類として制度化されることに伴い、放課後児童健全育成事業者が事業所ごとに配置する放課後児童支援員の要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加える必要があるので、本案を提出いたします。